

株式会社商工組合中央金庫が実施する 西日本衛材株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所は、株式会社商工組合中央金庫が実施する西日本衛材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスについて、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2026年1月5日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

西日本衛材株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカouncilがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が西日本衛材株式会社（「西日本衛材」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワードがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

-
- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
 - ② 日本における企業数では全体の約 99.7% を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0% にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、西日本衛材の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、西日本衛材がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

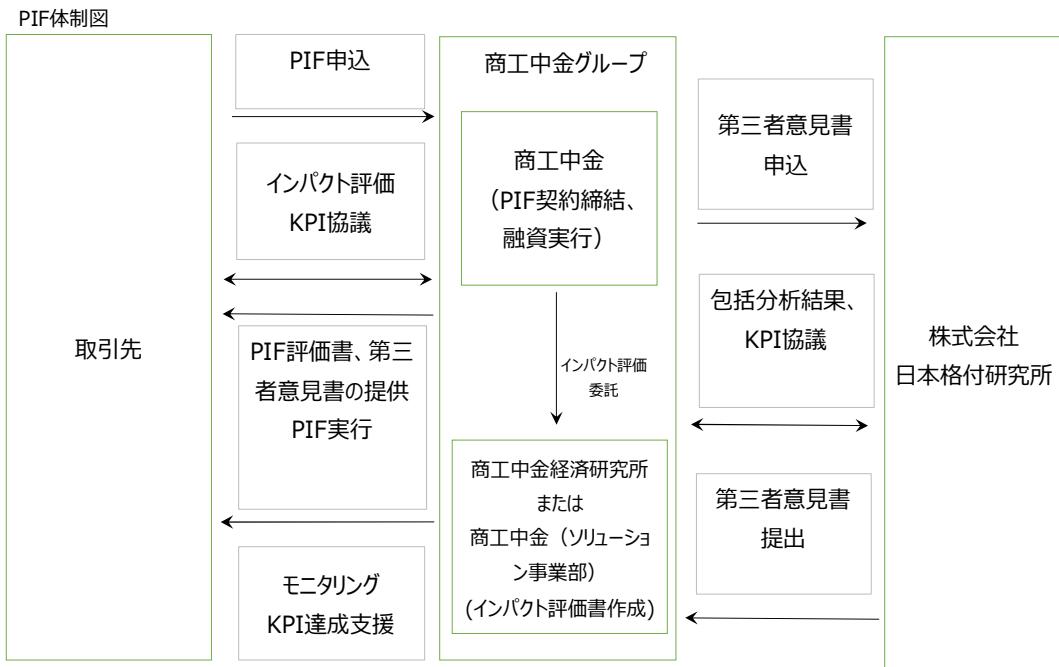
ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするため、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

- (2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。
(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポートィング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分

析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である西日本衛材から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

担当アナリスト

川越 広志

國府田 育伸

川越 広志

國府田 育伸

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススクォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススクウォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると默示的であると問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー

・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録

・ICMA(国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録 ソーシャルボンド原則作業部会メンバー

・Climate Bonds Initiative Approved Verifier(気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

・EU Certified Credit Rating Agency

・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ(<http://www.jcr.co.jp/en/>)に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年12月30日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が西日本衛材株式会社（以下、西日本衛材）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、西日本衛材の活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させた上で、中堅・中小企業（*1）に対するファイナンスに適用しています。

（*1）中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大企業以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1.評価対象のファイナンスの概要

企業名	西日本衛材株式会社
借入金額	400,000,000 円
資金使途	設備資金
借入期間	コミット型タームローン 17 年（コミット期間 2 年）
モニタリング実施時期	毎年 5 月

2.企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	兵庫県たつの市龍野町大道 566 番地
設立	1963 年 4 月 2 日
資本金	90,000,000 円
従業員数	152 名（2025 年 9 月現在、パートを含む）
事業内容	衛生用紙（トイレットペーパー）製造販売
主要取引先	アスト(株)、J-NET(株)、コアレックス信栄(株)、関日野出(株)、(株)スリーサミット、日本生活協同組合連合会、(株)あらた、(株)PAL TAC、ほか

【業務内容】

- 西日本衛材は、兵庫県たつの市に本社・工場を置く、1963年創業のトイレットペーパー製造販売を行っている事業者である。家庭から分別された紙パック類（牛乳パック等）、印刷工場などの事業所から発生する産業古紙、オフィスから回収されるオフィスペーパー・機密書類などの古紙を原料としたトイレットペーパーを顧客に提供している。西日本衛材では、紙のリサイクルを通して「生活環境・地球環境」への貢献を目指して、地球にやさしい製品づくりを推進している。

- 事業の特徴（都市の森プロジェクト）

西日本衛材の古紙再生製品の開発、取り組みを「都市の森プロジェクト」と名付けている。自然の木を資源にするのではなく、生活から廃棄される紙を集めて再利用しているトイレットペーパーは、いわば都市という森から生み出されるエコプロダクトと位置付けている。

（古紙のリサイクル）

地球環境保全に貢献する古紙をリサイクルしたトイレットペーパーを、高品質で顧客に安定的に提供することを品質環境方針としている。

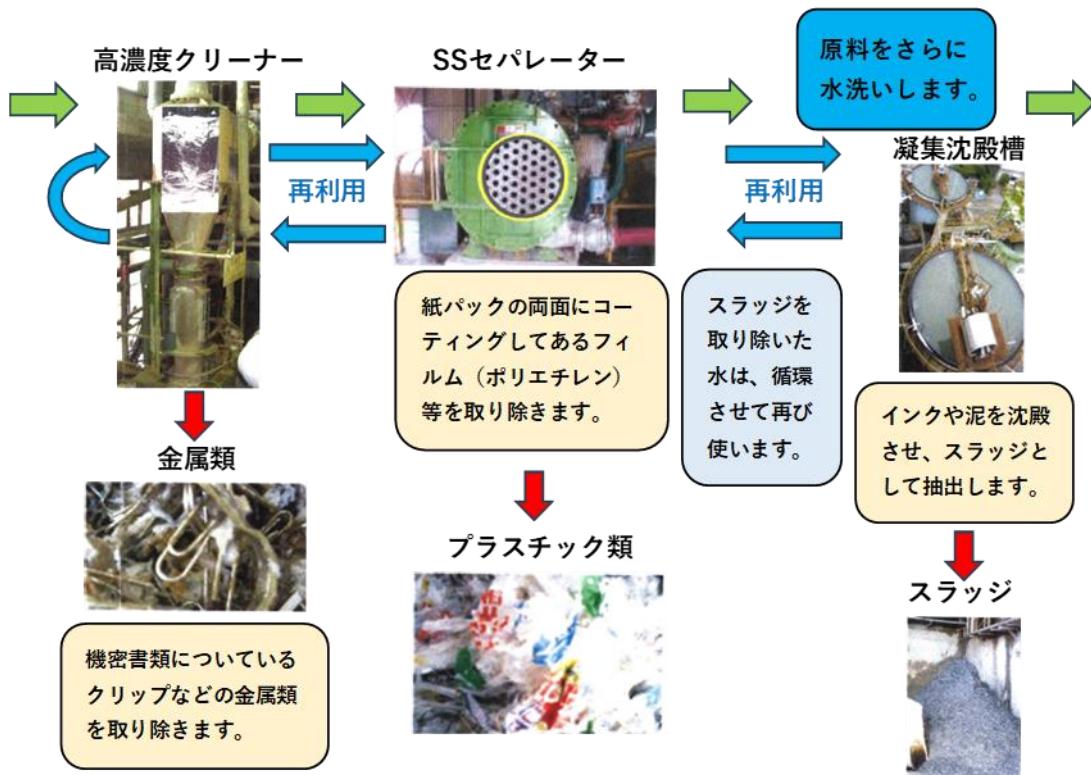
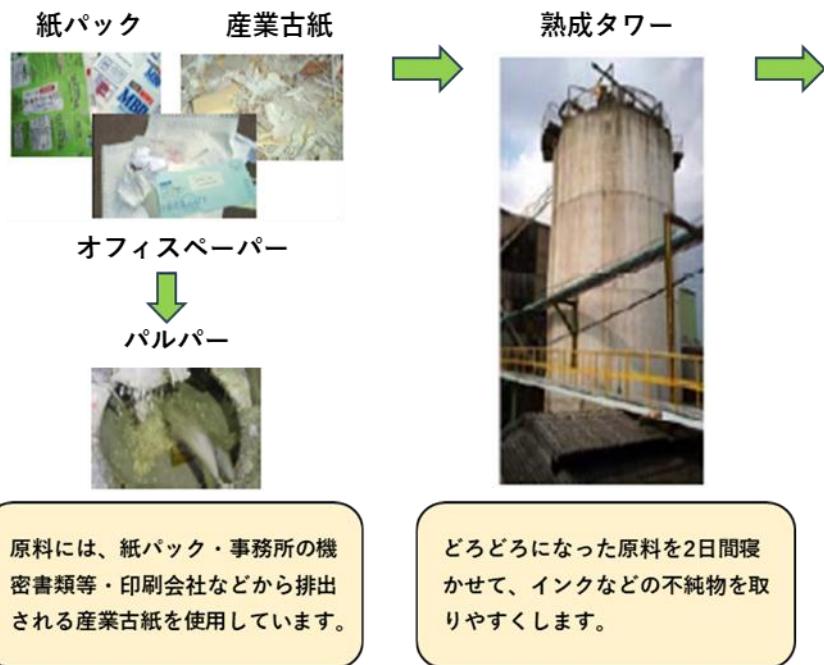
（機密書類リサイクルシステム）

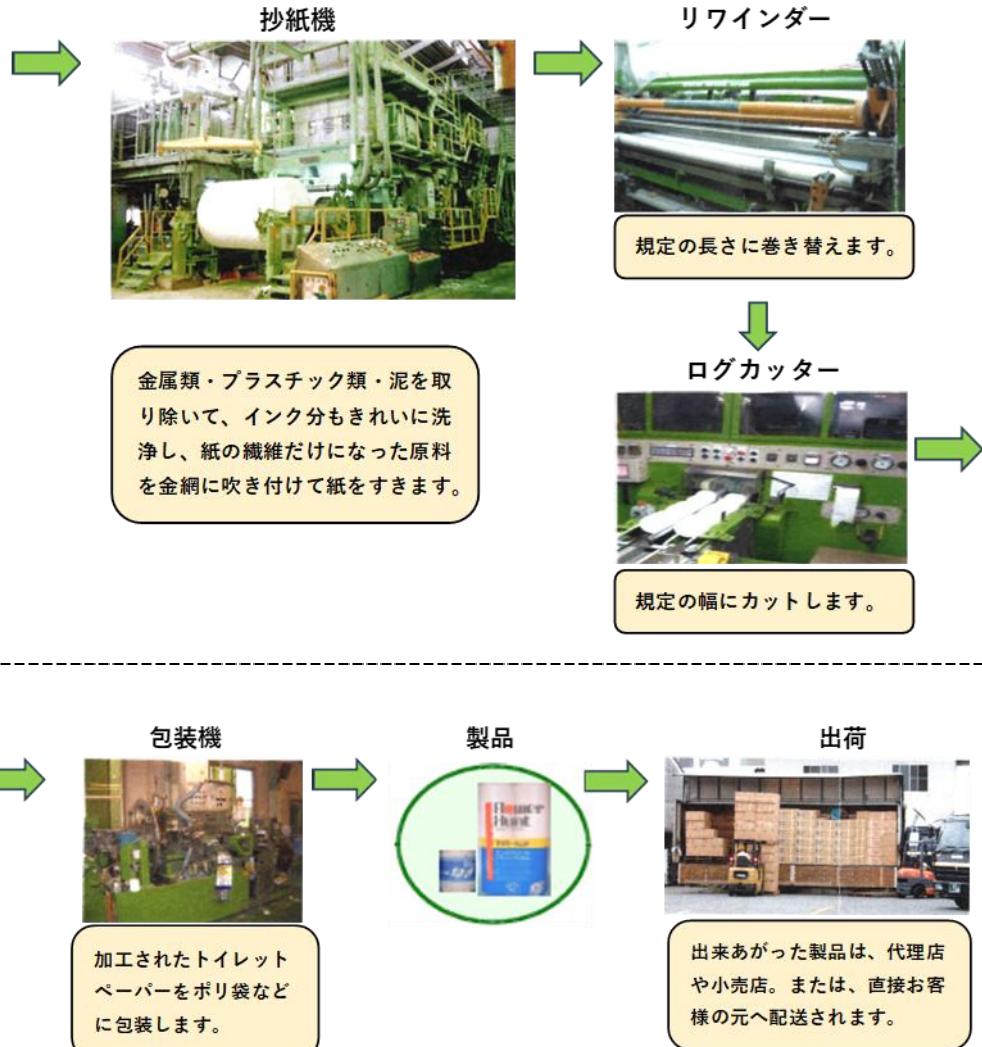
1993年に難再生古紙処理の設備を導入し、従来、紙ごみとして焼却されていた金属類などの異物が混入しているオフィス古紙（難再生古紙）のリサイクル処理を行っている。機密書類は、即日融解を基本としており、「箱詰めのまま」「ファイルごと」処理することで、機密を漏らさずリサイクル処理を実施している。



● 生産工程概略

(古紙からトイレットペーパーができるまで)





(西日本衛材提供資料より)

- 主な商品シリーズ



都市の森

生活から廃棄される紙。
いわば都市という森から生み出される資源。

Towano-wa
standard rollpaper

私たちのつくる
トイレットペーパーのスタンダード

空のように、
さりげなく
日々に優しさを
添えられるように

LONG ROLL LONG LIFE

ロングライフ
=長く愛されるもの

長さ2倍で手間半分

(西日本衛材 HP より)

【事業拠点】

拠点名	住所
本社・工場	兵庫県たつの市龍野町大道 566 番地

(本社・工場外観)



(西日本衛材 HP より)

【沿革】

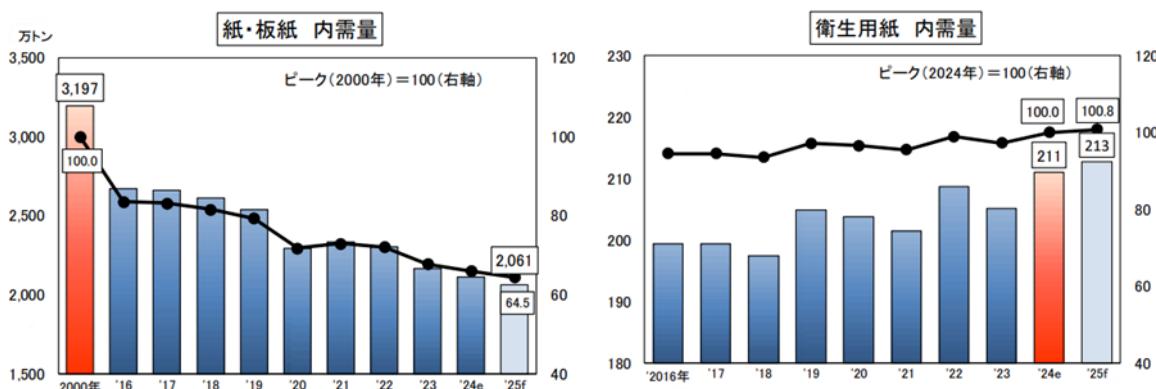
1963年 4月	工場建設に着手
1963年 11月	1号抄紙機 運転開始
1969年 8月	2号抄紙機 運転開始
1977年 5月	二次活性汚泥処理装置完成
1977年 9月	3号抄紙機 運転開始
1977年 11月	パルバー連続離解方式導入
1981年 10月	5号抄紙機 運転開始
1987年 1月	6号抄紙機 運転開始
1989年 5月	市民回収の牛乳パックを原料として使用開始
1990年 2月	エコマーク商品の製造を開始
1991年 11月	兵庫県より「環境にやさしい商品」指定
1992年 2月	兵庫県より「環境にやさしい事業者賞」受賞
1992年 10月	オフィスペーパー、機密書類の処理開始 「リサイクル推進協議会会長賞」受賞
1998年 9月	タオルペーパー製造・販売開始
1999年 2月	兵庫県より「環境にやさしい事業者賞」優秀賞 受賞
1999年 7月	「ISO14001」国際環境規格の認証を取得
2008年 6月	「ISO9001」国際品質規格の認証を取得
2008年 8月	クラフト包装機を導入
2010年 3月	国内クレジット制度排出削減事業の認証を取得 プライバシーマークの認証を取得
2012年 5月	2号抄紙機 スチールヤンキードライヤーに更新
2015年 7月	ペーパースラッジボイラー (*2) 導入
2020年 6月	隣地 6,422 m ² を取得
2020年 9月	ワーク・ライフ・バランスの推進企業に認定
2022年 7月	SDGs の達成に向けた取組みを宣言
2022年 11月	タオルペーパー製造・販売終了

(*2) 外部委託処理していたペーパースラッジをボイラーの熱源として利用し廃棄物を削減

2.2 業界動向

- 紙・板紙の内需動向と見通し

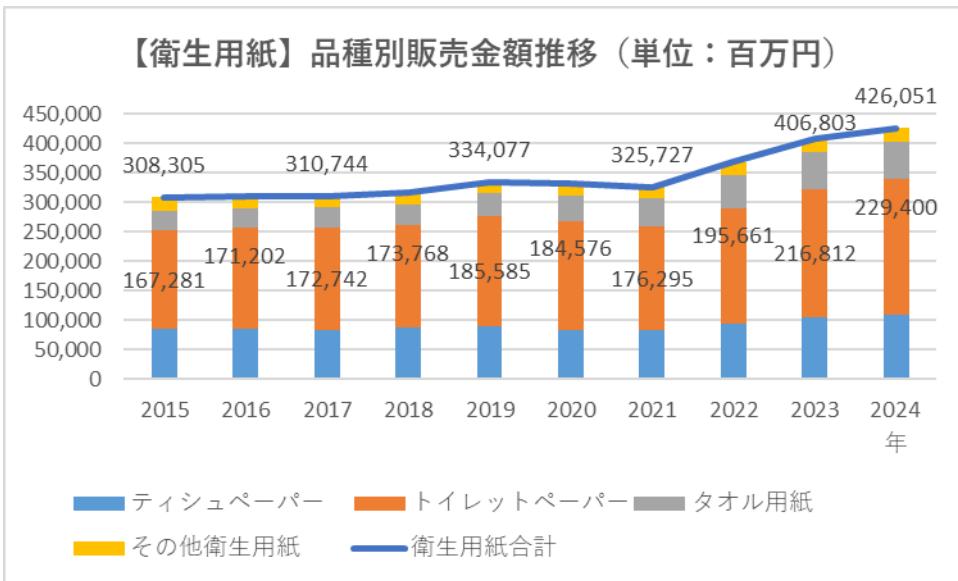
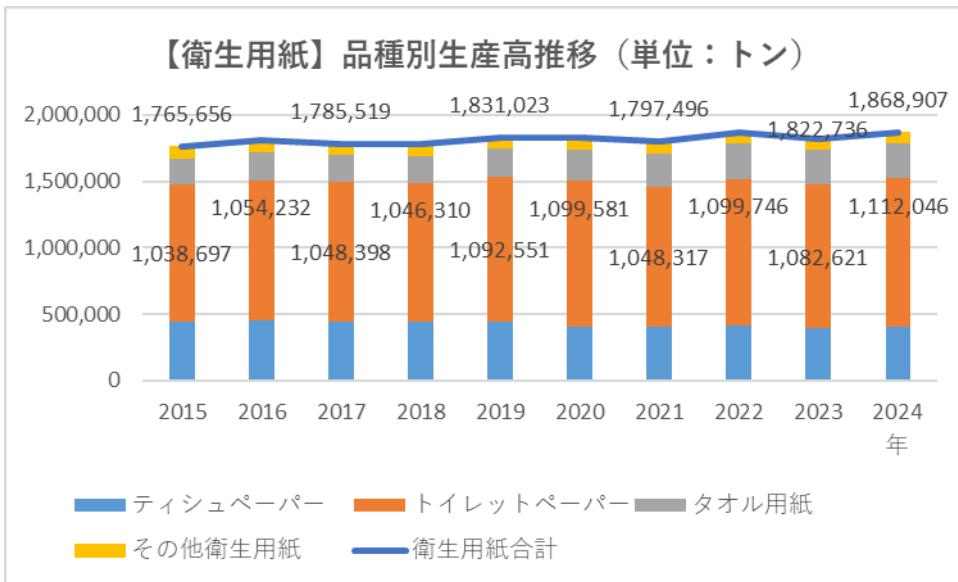
日本製紙連合会「2025年紙・板紙内需見通し報告」によると、紙・板紙の内需は長期にわたり減少傾向にあり、特に、コロナ禍の影響を受けた2020年は前年比9.5%減と大幅に減少し、その後も低調に推移している。2024年は、衛生用紙がプラスとなったものの、グラフィック用紙やパッケージング用紙は前年を下回ったことから、紙・板紙計では2.5%減と引き続きマイナスとなっている。2025年についても、全体としては微減を予想されている。一方、衛生用紙の内需は、人口の減少等の構造的要因はあるものの、生活必需品として需要は底堅く、堅調に推移している。2024年は、インバウンドの増加、消費者の備蓄意識の高まり等を背景に、2022年に記録した過去最高を更新している。2025年は、大阪・関西万博の開催等を背景としたインバウンドの増加、人流の増加により、宿泊施設等の業務用向けを中心に、需要は引き続き堅調に推移すると予想している。



(日本製紙連合会「2025年紙・板紙内需見通し報告」より)

- 衛生用紙の品種別生産高・販売金額の推移

経済産業省「生産動態調査」によると、2024年の衛生用紙生産高は約1,869千トンで前年比約2.5%増加となっている。品種別では、トイレットペーパーが約1,112千トンで前年比約2.7%増加となっており、ティッシュペーパーは約4%増加、タオル用紙は約0.7%増加となっている。また、2024年の衛生用紙販売金額は約426,051百万円で前年比約4.7%増加となっている。品種別では、トイレットペーパーが約229,400百万円で前年比約5.8%増加となっており、ティッシュペーパーは約3.5%増加、タオル用紙は約4.5%増加となっている。販売金額の増加は、出荷高の増加（前年比約1.7%増加）に加えて、平均販売単価の上昇によるものである。

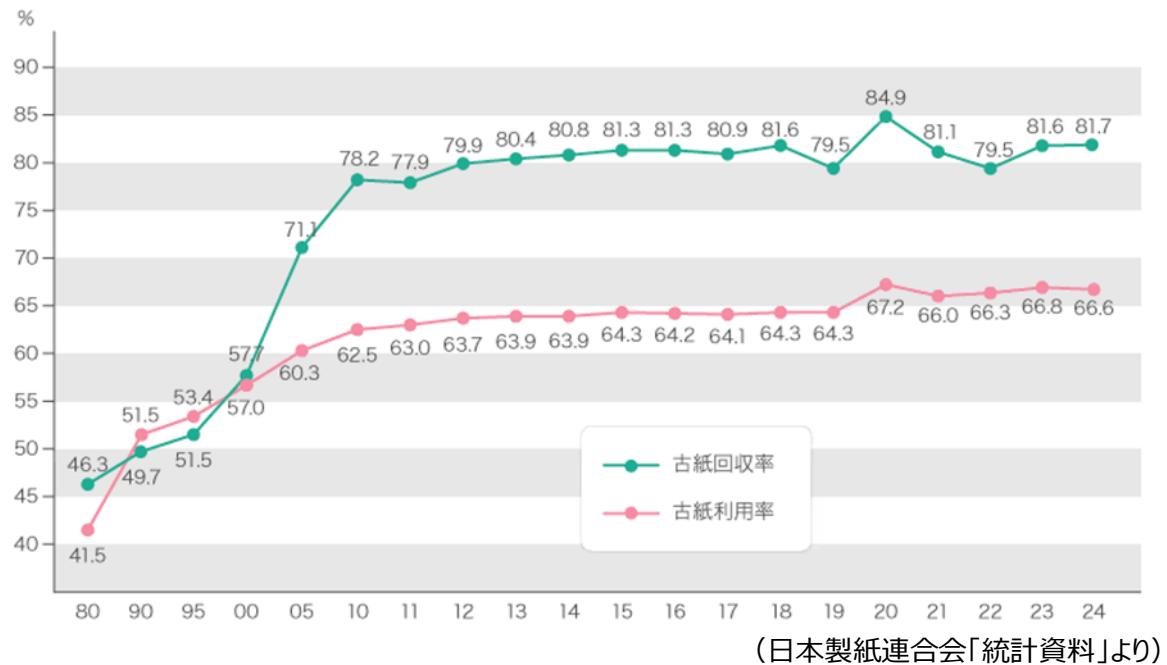


(経済産業省「生産動態調査」より商工中金経済研究所作成)

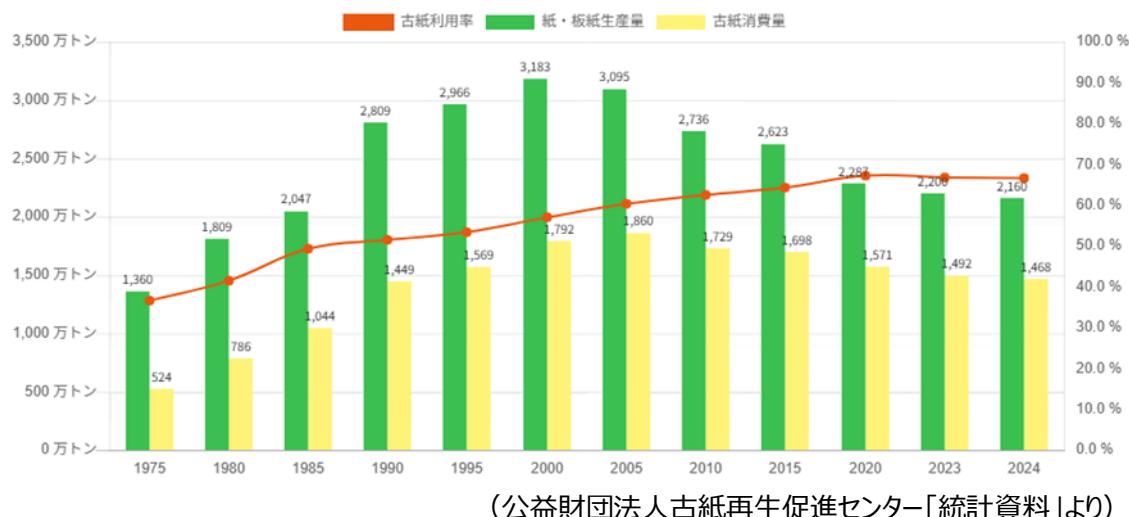
● 古紙利用率と回収率の推移

1980 年当初約 46% であった古紙回収率は、環境保護と資源リサイクルに関心が集まるようになり、資源の集団回収や古紙の分別回収が社会的に浸透し、また、自治体はごみ排出量の削減が義務付けられたことにより、自治体による行政回収が行われるようになったことで、2024 年には約 81% と高い回収率に達している。また、1980 年当初約 41% であった古紙利用率は、分別回収や古紙問屋の選別・異物除去処理による製紙原料の品質向上と製紙メーカーの古紙利用推進により、2024 年には約 66% に達している。

(古紙利用率と回収率の推移)



(古紙利用率、紙・板紙消費量、古紙回収量の推移)



2.3 経営理念等

【経営理念】

経営理念
顧客の為になる　社員の為になる　会社を豊かにする

【品質環境方針】

品質環境方針
地球環境保全に貢献する古紙をリサイクルしたトイレットペーパーを 高品質で顧客に安定的に提供する。

【行動指針】

行動指針
1. 資源の有効活用
西日本衛材株式会社は、機密書類、難再生古紙類の衛生用紙への再資源化を積極的に推進し、古紙の再資源化を通じて地域社会のリサイクル活動によりいっそう貢献できるように製造技術の見直しや、新技術の開発に取り組む。事業活動において、エネルギーの効率的な使用と、発生した廃棄物のリサイクルと減量化を目指し、健全な環境の維持・向上、汚染の予防に努める。
2. 顧客満足度の向上
お客様に「安全」「安心」な商品を提供すると共に常に常に最高の品質を求め続け、「顧客満足度の向上」に努める。
3. 品質及び環境マネジメントシステムの継続的改善
品質環境方針を達成するために、適切な組織の構築、必要な人的・物的資源を整え、目的・目標を定め、その実現を図り、年に1回品質環境方針とともに見直すことにより、品質マネジメントシステム及び環境マネジメントシステムの継続的改善を推進する。

4. 法的及びその他要求事項の遵守

関連する法律及び規制要求事項並びに顧客要求事項を業務活動が関連する範囲において遵守する。

5. 従業員への教育

全ての従業員が、基本的考え方を認識し、この品質環境方針に沿って業務を遂行するように教育する。

6. 品質環境方針の周知

本方針を文書化し、行政、地域住民、原材料供給者、請負契約者及び、一般の人等が入手できるようにする。

【SDGs の取り組み】

SDGs の取り組み

西日本衛材株式会社 SDGs宣言

当社は国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、
持続可能な社会の実現に向けた積極的な取組みを行ってまいります。

2022年7月22日
西日本衛材株式会社
代表取締役 合田 康人

SDGsの達成に向けた取組み

安全・安心で高品質な紙づくり

お客様に「安全」「安心」な商品を提供すると共に、常に最高品質を求め続け、「顧客満足度の向上」に努めてまいります。

- 品質マネジメントシステム「ISO9001」認証取得(品質方針の策定)
- 法令順守の徹底
- プライバシーマーク認証取得
- オンラインショップの開設
- 産学連携プロジェクトの推進(近畿大学、多摩美術大学など)
- 労働安全講習会開催による労災防止の徹底

働きがいのある職場づくり

社員一人ひとりの働きがい向上を目指し、時代に合わせて社内環境の整備、改善を図ることで、働きがいのある職場づくりに努めてまいります。

- ハラスメント禁止を就業規則に明記
- 資格取得支援
- 育休、産休の取得推進
- 一般事業主行動計画の公表(厚生労働省/両立支援のひろば・女性の活躍推進企業データベース)
- 社外健康電話相談窓口の開設



環境に優しい紙づくり

事業活動において、エネルギーの効率的な利用と発生した廃棄物のリサイクルと減量化を目指し、健全な環境の維持・向上、汚染の予防に努めてまいります。

- ・環境マネジメントシステム「ISO14001」認証取得（環境方針の策定）
- ・省エネルギー機器への更新による電気使用量の削減
- ・都市の森プロジェクトの推進（100%古紙再生トイレットペーパーの供給、機密書類のリサイクルなど）
- ・国内クレジット制度排出削減事業認証
- ・難再生古紙のリサイクル活用



地域社会への貢献

事業活動を通して、地域・社会貢献活動などに参加することで、持続可能な地域社会の実現に貢献し、地域に愛され、選ばれる企業を目指してまいります。

- ・地元人材の積極的採用
- ・リサイクル工場の見学受入れ
- ・環境展への出展
- ・「兵庫の紙」による地産地消の推進
- ・「コウノトリ基金」への寄付
- ・地域イベントの参加



（西日本衛材 HP より）

2.4 事業活動

西日本衛材は以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【環境負荷低減への取り組み】

- 紙のリサイクル事業への取り組み

西日本衛材は、「地球環境保全に貢献する古紙をリサイクルしたトイレットペーパーを高品質で顧客に安定的に提供する」ことを品質環境方針に掲げている。循環型社会の一翼を担い、環境保全を推進するため、「都市の森プロジェクト」を推進しており、古紙をリサイクルしたトイレットペーパーの製造を行っている。難再生古紙処理の設備を保有しており、金属類などの異物が混入しているオフィス古紙（難再生古紙）のリサイクル処理にも対応している。また、約 300 社の古紙問屋から原料となる古紙を仕入れてリサイクルし、紙製品・日用雑貨品の卸売業者・商社、スーパーマーケット、生活協同組合など約 300 社に製品を供給している。古紙を安定的に仕入れ、生活必需品であるトイレットペーパーを安定的に供給することで、零細・中小企業の経済活動にも貢献している。



(西日本衛材 HP より)

- ISO14001 を基にした管理体制の強化

1999 年に ISO14001 認証登録、2008 年に ISO9001 認証登録を受け、環境及び品質マネジメントシステムを導入している。事業活動を行う上で、環境関連法規を遵守し、品質環境方針に基づき、紙のリサイクルを通して、生活環境・地球環境への貢献に取り組むこととしている。毎年、各部署で品質・環境目標を設定し、目標達成に向けた取り組みを実施している。また、兵庫県の SDGs 登録制度の登録事業者となっており、「安全・安心で高品質な紙づくり」「環境に優しい紙づくり」等を SDGs に関する重点的な取り組みとしている。

- エネルギー使用量・CO₂ 排出量削減

本社工場は、温対法で定める特定事業所に該当することから、法令を遵守し、毎期 CO₂ 排出量を算定し、環境省に報告している。また、省エネ法に基づく定期報告書の情報開示制度に参加し、情報を開示している。西日本衛材のこれまでの取り組みとしては、過年度において、エネルギー使用量の削減を目的にボイラー設備の更新を行っている。2010 年に J クレジット制度の認証を受け、制度を活用した CO₂ 排出量削減事業として、重油焚ボイラーからガス焚ボイラーへの更新を行ってい

る。都市ガスは重油と比較して燃焼効率が高く、排出係数が低いため、環境負荷の低減につながっている。2015年に、承認されたプロジェクトを一部変更し、ペーパースラッジボイラーを導入している。製造過程で発生するスラッジ（汚泥）を熱源として再利用するもので、廃棄物の削減とエネルギーの効率化を実現している。審査機関の実績確認概要書によると、このプロジェクトのモニタリング期間（2013年4月～2018年8月）において、CO₂排出量削減量は31,808 t CO₂（約30%の削減）となっている。今後の取り組みとしては、本社工場敷地内に倉庫を新設する計画を進めており、設備投資に併せて、太陽光発電設備（自家消費）の導入を計画している。本社工場の照明も順次LED化し（2025年9月時点の全社のLED化率は約90%）、エネルギー効率の見直しを進め、更なるエネルギー消費量・CO₂排出量の削減に取り組む方針である。

- 排気ガスの適正管理

西日本衛材では、法律によって定められた規制基準を遵守し、環境への負荷に十分に配慮した事業活動が行われている。義務として定められた年2回の煤煙濃度の測定、年1回のダイオキシン類濃度の測定に加えて、炉内燃焼部・集塵機入口・煙突内に分析計を設置し、有害物質のリアルタイム計測を行うことによって、大気汚染物質の発生量を監視・分析し、環境保全に努めている。燃焼ガス及び排ガスの測定結果については、毎月HPで公表している。

- 工場排水の適正処理

古紙を水に溶かして繊維を分離する工程において発生するインクや不純物が混入した廃水を適切に処理するため排水処理施設を完備している。この施設では凝集剤を使用した凝集沈殿処理（一次処理施設）と、その処理水を微生物にて再度処理を行う活性汚泥処理（二次処理施設）の二段階で処理を行っている。汚泥を取り除いた処理水は、循環させて再利用しており、水の使用量を最小限にする工夫を行っている。兵庫県は「瀬戸内海環境保全特別措置法」の対象地域であり、法令で定められた排出量や物質等の濃度に関する排出基準を遵守して排水している。

（排水処理施設）



（西日本衛材提供資料より）

- 廃棄物の再利用と適正処理

排水処理によって発生する汚泥については、ペーパースラッジボイラーを導入しており、熱源として再利用することで廃棄物の削減とエネルギー効率の向上を図っている。焼却に利用しなかった汚泥・汚泥焼却灰・金属類・プラスチック類は、保管場所に適切に保管し、定期的に専門回収業者に全て引き渡している。回収された焼却に利用しなかった汚泥（生スラッジ）はセメントの原料として、汚泥焼却灰は土地改良剤として、廃プラスチック類は RPF（固体燃料）の原料として利用されている。

【雇用・職場環境への取り組み】

- 働きやすい職場環境への取り組み

ワーク・ライフ・バランス実現のため、長時間労働の抑制や有給休暇の取得推進に取り組んでいる。社員が育児と両立して安心して働き続けられるよう育児休暇制度の利用について、社員の希望に沿って対応している。育児短時間勤務制度及び所定外労働の制限の対象者を小学校就学前までの子を持つ社員に拡大し、制度の利用向上を図っている。こうした取り組みにより、2020 年に「ひょうご仕事と生活の調和」推進企業に認定されている。2024 年の時間外労働時間は月平均約 7.6 時間、有給休暇取得率は約 62%（法定の有給休暇は全社員取得）となっており、育児休暇は女性 2 名（対象者は男女各 2 名）が取得している。今後も長時間労働の抑制に努めるとともに、作業管理を徹底することで有給休暇取得率の向上や、育児休暇の取得対象者全員の取得推奨に努めていく意向である。福利厚生面では、法律に則り、非正規雇用者も含めて法定福利厚生は提供されており、健康保険・厚生年金・介護保険などの法定福利費の負担のほか、家計の負担を軽減し、経済的な面から安心して働く環境を支える目的で、家族手当を支給している。製造部門は交替制の体制をとっており、交替手当や深夜割増手当（割増率 40%）を支給している。

- 人材の活躍の場を広げる取り組み

西日本衛材では、人材の個性と能力を発揮できる職場づくりを目指している。2025 年 9 月現在、女性 26 名のうち 15 名は、機械操作や梱包作業を行う加工部門で活躍しており、係長（主任）1 名を登用しているが、女性の管理職への登用がないことを課題として認識している（管理職人数 9 名）。今後長期的な視点で女性の次世代リーダーの育成や中途採用により、意欲のある人材の活躍の場を広げていく意向である。

- 働きがいのある職場づくり

賃金については、都道府県「兵庫県」の平均賃金（令和 6 年賃金構造基本統計調査）を上回る水準で、2024 年度は約 3% の賃金引き上げを行っている。今後も賃金引き上げによって、兵庫県の平均賃金以上の水準を維持していく意向である。

- 人材育成

西日本衛材では、業務のスキルアップや理解を深めることを目的に階層別での研修を実施している。入社後は、OJT を中心に業務の基本を学び、営業職は同行研修を実施している。中堅社員や管理職は、外部機関での研修・講習会を受講している。全社員が品質環境方針の基本的考え方を認識し、品質環境方針に沿って業務を追行できるよう、毎年研修を実施している。また、資格取得支援制度により、業務上必要なフォークリフトの免許・玉掛け技能・ホイストクレーン運転技能等の受講費用や取得費用は、全額会社負担としている。

【安全への取り組み】

- 安全管理の取り組み

西日本衛材では、安全な作業環境を整え、事故を未然に防止するため、職場の 5S（整理・整頓・清潔・清掃・躰）の徹底、操作手順の遵守、設備点検の徹底に努めている。毎月、工場の安全パトロールを実施し、危険箇所の指摘や改善箇所の確認を行っている。毎月開催する安全衛生委員会において、安全パトロールの報告・労働災害の発生有無・事故が発生した場合は要因分析や再発防止策を協議している。協議した内容は、朝礼等の場で作業者に周知し、再発防止を図ることとしている。こうした取り組みにより、安心して働く職場環境を整えることで、労働災害の発生防止に努めている。

【地域社会への貢献】

- 「兵庫の紙」による地産地消の推進と「コウノトリ基金」への寄付

西日本衛材では、兵庫県から出た古紙（原料）を、兵庫県の工場で再生紙として製品化し、兵庫県で使ってもらうことで、地元の資源を再利用し、紙の「地産地消」を推進している。「兵庫の紙」は、原料の一部に兵庫県の官公庁や企業から回収したオフィス古紙、スーパーや自治体で回収した牛乳パックを加え、兵庫県の工場でトイレットペーパーに生まれ変わったリサイクル商品である。紙のリサイクルだけではなく、売上の一部を「コウノトリ基金（兵庫県の県鳥であるコウノトリの繁殖と自然に帰す活動）」に寄付している。こうした活動を通じて、今後も地域社会に貢献していく方針である。

兵庫の紙



(西日本衛材HPより)

- 産学連携プロジェクトの推進

西日本衛材では、近畿大学（文芸学部芸術学科）、多摩美術大学（情報デザイン学科）においてプロジェクトチームを発足させ、トイレットペーパーの新しい可能性を提案してもらい、商品化につなげている。近畿大学との PAPYRES PROJECT（パピルスプロジェクト）は、女子学生 4 人の参加により発足したプロジェクトチームで、「女性が買って持ち歩きたくなる」を商品コンセプトとし、パッケージや香りにこだわったトイレットペーパーの新製品「hanauta（ハナウタ）」として、2011 年に

商品化している。発足メンバー卒業後も、「PAPYRES PROJECT」は続き、hanauta シリーズ第 2 弾「hanauta プリント」では、トイレットペーパー自体に花柄を印刷したプリントロールと、新ロールに合わせたパッケージデザイン・香りなどを学生と共に意見を出し合い商品化し、hanauta シリーズ第 3 弾「つぼみ hanauta プリントロール」でも、パッケージデザイン・ネーミングを共に考えている。また、西日本衛材の古紙再生製品の開発、取り組みである「都市の森プロジェクト」のコンセプトやロゴ・パッケージデザイン、スタンダード商品となっている「Towanowa」のロゴ・パッケージデザインも共に考えている。

(シリーズ第 2 弾「hanauta プリント」)



(西日本衛材 HP より)

- リサイクル工場見学の受入

環境問題に関する取り組みとして、工場見学の受入や環境展への出展を行っている。環境問題の学習に役立てもらうため、地元の消費者・行政団体・小学校などによる工場見学の受入れに積極的に取り組んでいる。工場見学を通して、生活に身近な紙のリサイクル現場を「見て」「聞いて」「体験」してもらい、リサイクルの仕組みをより詳しく理解してもらうことを目的としている。

- ふるさと納税返礼品の提供

西日本衛材は、兵庫県たつの市のふるさと納税返礼品提供事業者に登録されている。自社の商品を PR することで、新たな顧客が見込まれるメリットと共に、ふるさと納税を通じてたつの市の魅力発信や地元特産品の PR をすることで、地域活性化に貢献したいと考えている。

3.包括的インパクト分析

UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会（個人のニーズ）		
紛 争	現代奴隸	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食 料	エネルギー
住 居	健康と衛生	教 育
移動手段	情 報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇 用
賃 金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済（人間の集団的ニーズ）		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境（プラネタリーバウンダリー）		
気候の安定性	水 域	大 気
土 壤	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方 のインパクトを表示)

【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他の紙及び板紙製品製造業
ポジティブ・インパクト	教育、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄
ネガティブ・インパクト	健康および安全性、賃金、社会的保護、気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物

【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
賃金	➢ 働きがいのある職場づくり
零細・中小企業の繁栄、資源強度、廃棄物	➢ 紙のリサイクル事業への取り組み

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
健康および安全性	➢ 働きやすい職場環境への取り組み ➢ 安全管理の取り組み
社会的保護	➢ 働きやすい職場環境への取り組み（福利厚生）
気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物	➢ ISO14001 を基にした管理体制の強化
気候の安定性	➢ エネルギー使用量・CO ₂ 排出量削減
水域	➢ 工場排水の適正処理
大気	➢ 排気ガスの適正管理
資源強度、廃棄物	➢ 廃棄物の再利用と適正処理

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ) 教育	➢ 人材育成
(ネガティブ) 社会的保護	
(ポジティブ) 雇用	➢ 人材の活躍の場を広げる取り組み
(ネガティブ) ジェンダー平等	

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
賃金	➢ 賃金水準は、都道府県別「兵庫県」の平均賃金を上回っており、低収入かつ不規則な収入となっていないため

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

西日本衛材は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI という）を設定した。

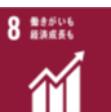
【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	零細・中小企業の繁栄、資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	紙のリサイクル事業への取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2032 年 12 月期までに、売上 64 億円以上を達成する。以後の KPI は、実績を踏まえて再度設定する。 (2024 年 12 月期売上：約 56 億円) 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 古紙をリサイクルしたトイレットペーパーを製造することで、循環型社会に貢献する。 ➢ 古紙問屋から古紙を安定的に仕入れ、生活必需品であるトイレットペーパーを顧客に安定的に供給することで、零細・中小企業の経済活動にも貢献する。 ➢ 従来の営業ルートの推進に加えて、新規顧客の獲得に努めることで、売上目標を達成する。 		
貢献する SDGs ターゲット	9.4	2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各の国的能力に応じた取組を行う。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性		
取組内容（インパクト内容）	働きやすい職場環境への取り組み 安全管理の取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2032 年 12 月までに、有給休暇取得率 80%以上を達成する。以降は、有給休暇取得率 80%以上を継続する。 (2024 年実績：約 62%) ● 毎年、4 日以上の休業を伴う労働災害発生件数ゼロ件を達成する。 		

	(2024 年実績：労働災害発生件数 7 件、うち 4 日以上の休業を伴う労働災害発生件数 1 件)		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 作業管理を徹底することで有給休暇取得率の向上に努めていく。 ➢ 安全な作業環境を整え、事故を未然に防止するため、職場の 5S 活動を徹底する。 ➢ 毎月、安全パトロールの実施、安全委員会を開催し、安全の取り組みを徹底することで、労働災害の発生防止に努める。 		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

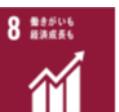
特定したインパクト	社会的保護		
取組内容（インパクト内容）	働きやすい職場環境への取り組み（福利厚生）		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎年、育児休暇の取得対象全員が育児休暇を取得できるようにする。 <p>(2024 年実績：女性 2 名取得（対象者）男女各 2 名)</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 仕事と育児の両立を支援するため、安心して働き続けられる職場環境づくりを目指し、育児休暇対象者全員の取得を働き掛ける。 ➢ 管理職を対象とした育児休暇制度についての研修を実施するとともに、育児休暇制度に関して社内報などにより社員に周知する。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	ISO14001 を基にした管理体制の強化		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● ISO14001 認証を継続更新する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➢ ISO14001 認証登録継続に取り組み、環境経営管理体制の維持・強化に努める。 ➢ 毎年、品質及び環境目的・目標実施計画を策定し、その進捗管理・評価を実施する。 ➢ エネルギー使用量の管理の継続し、工場排水・排気ガス・廃棄物の適正な管理・処理に努める。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	11.6	2030 年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	
	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	気候の安定性		
取組内容（インパクト内容）	エネルギー使用量・CO2 排出量削減		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2028 年 3 月までに、太陽光発電設備（自家消費）を設置する。そのうえで、2032 年度までに、CO2 排出量を 2024 年度比 7%以上減少させる。以後の KPI は、実績を踏まえて再度設定する。 <p style="text-align: center;">(2024 年度実績 : 22,834 t CO2)</p>		

KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 設備投資に併せて太陽光発電設備（自家消費）を設置し、再生可能エネルギーを活用する。 ➤ 本社工場の照明も順次 LED 化し、エネルギー効率の見直しを進める。 		
貢献する SDGs ターゲット	7.2	2030 年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	7.3	2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	雇用（ポジティブ） ジェンダー平等（ネガティブ）		
取組内容（インパクト内容）	人材の活躍の場を広げる取り組み		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ● 2032 年 12 月までに、女性 1 名以上を管理職に登用する。以後の KPI は、実績を踏まえて再度設定する。 		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2025 年 9 月時点で女性の管理職への登用がないことから、長期的な視点で女性の次世代リーダーの育成や中途採用により、意欲のある人材の活躍の場を広げていく。 		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

5. サステナビリティ管理体制

西日本衛材では、本ファイナンスに取り組むに当たり、合田社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトレーダー、SDGsにおける貢献などの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、合田社長を最高責任者とし、横野経理部長が管理責任者、野中経理部担当が管理担当者となり関係各部と連携を取りながら、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長 合田 康人
(管理責任者)	取締役経理部長 横野 和人
(管理担当者)	経理部担当 野中 匠

6. モニタリング

本ファイナンスに取り組むに当たり設定したKPIの進捗状況は、西日本衛材と商工中金並びに商工中金経済研究所が年1回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金はKPIの達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定したKPIが実状にそぐわなくなった場合は、西日本衛材と協議して再設定を検討する。

7. 総合評価

本件はUNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。西日本衛材は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカーストフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 前田浩彦

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190